

一般社団法人沖縄県レンタカー協会 賛助会規約

(目的)

第1条 賛助会員は、一般社団法人沖縄県レンタカー協会（以下、「本協会」という。）会員との交流を通じて相互の理解を深め、本協会の事業活動及び組織強化に協力するとともに、相互の連携と発展を図ることを目的として入会する。

(入会)

第2条 賛助会員に入会しようとする者は、本協会の事業を賛助することを目的とする法人又は個人で、様式1により入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、1店舗1会員とする。

2 賛助会員を退会する者は、事前に様式2により退会の届出を行うものとする。

3 賛助会員として特に退会の申し出がない場合は、毎年度、自動的に更新したものとみなす。

(会費等)

第3条 賛助会員の年会費は、年度内の入会月により、次のとおりとする。

なお、2店舗以上を有する賛助会員の年会費は、1店舗毎に一律10,000円とする。

(1) 4月～7月 30,000円

(2) 8月～11月 20,000円

(3) 12月～3月 10,000円

2 入会申込者は、理事会の承認後速やかに納付しなければならない。

3 既納の会費等については、会員入会規程第8条（会費等の返還）の規定を準用し、原則として返還しない。

(特 典)

第 4 条 賛助会員は、入会することで、次の特典を受けることができる。

- (1) 本協会が毎年度に発行する「レンタカー沖縄ドライブマップ・賛助会員名簿」への掲載
- (2) 毎年度発行する「レンタカー沖縄ドライブマップ」への賛助会員の営業内容についての広告の掲載（別途申込む。）。ただし、広告費については、年会費とは別に広告枠に添った実費の徴収となる。
- (3) 本協会が発行する推奨店としてのステッカーを、毎年度 1 枚配賦する。
- (4) 毎年度発行する「レンタカー沖縄ドライブマップ」を 15 部配賦する。
- (5) 本協会正会員の各営業所に、貴社のパンフレットを置くことができる。

注1 規格が26 cm×12.5 cm以内のものに限る（同サイズに折りたたみは可能）。

注2 (1) 及び (2) については、年度中途加入者は除外されます。

(交 流)

第 5 条 賛助会員は、本協会主催の協会員との交流会や協会員を対象にした大会及び研修等に案内し、協会員との交流を図るものとする。

(名 簿)

第 6 条 本協会は、毎年度初めに賛助会員名簿を作成し、通常総会で紹介するとともに、全会員に対し、周知するものとする。

(要 望)

第 7 条 賛助会員から本協会や正会員に対する要望があるときは、理事会で協議のうえ対処するものとする。

2 前項のほか、賛助会員と正会員との間に生じた疑義については、必要に応じ、理事会において協議するものとする。

第 8 条 賛助会員は、入会時に届出ている内容に変更が生じた場合は、速やかに届出るものとする。

第 9 条 本規約に定めのない事項については、定款及び入会規程を準用する

第 10 条 本規約を改正するには、理事会の3分の2以上の決議を要する。

附 則

- 1 本規約は、平成20年8月4日より施行する。
- 1 本規約は、平成22年1月20日より施行する。(法人移行に伴う一部改正)
- 1 本規約は、平成22年5月17日一部改正
- 1 本規約は、平成23年1月17日一部改正
- 1 本規約は、平成24年11月2日一部改正

賛助会員入会申込書

一般社団法人沖縄県レンタカー協会
会 長 殿

今般、貴協会の実施する事業の趣旨に賛同し、平成 年度の賛助会員として
入会したく、貴協会賛助会員規約第2 条第 1 項の規定に基づき申し込みます。

平成 年 月 日

〒
住 所
法人名（又は名称）

本社：TEL FAX

代表者名 印

店 舗 名

〒
住 所

店舗：TEL FAX

担当者名
ホームページアドレス

- ◎貴社の業務内容についてご記入下さい。（登記簿謄本の写、又はパンフレット添付）
※ホテル、旅館等事業者は、旅館業法、消防法等適合証明書（写）を添付すること。
※飲食店等は、営業許可証（写）を添付すること。
※マリンレジャー関連事業者の場合は、（財）沖縄マリンレジャーセイフティービューローに
加盟（証明書等の（写）を添付する。）していること。